貯金等規定(お取引約款)の新旧対照表 (2024年9月2日改定)

掲載日 2024 年 9 月 2 日

■振替貯金口座規定(下線の部分は改定箇所)

現行	改定後
25 特殊取扱	25 特殊取扱
(1)~(2) (略)	(1)~(2)(同左)
(3) 第1項②については、 <u>払込金を受け入れた日から起算して15日</u> 、同項	(3) 第1項②については、別途合意した期間、同項⑦については、払込金
⑦については、払込金を受け入れた日又は預り金を払い出した日から起	を受け入れた日又は預り金を払い出した日から起算して5年、同項⑧及
算して5年、同項⑧及び⑨については、払込金を受け入れた日又は預り	び⑨については、払込金を受け入れた日又は預り金を払い出した日から
金を払い出した日から起算して10年を経過した場合は、その特殊取扱の	起算して10年を経過した場合は、その特殊取扱の請求はできません。
請求はできません。	
(4) (略)	(4) (同左)
附則	附則
(実施期日)	(実施期日)
この改正規定は、 <u>2024年4月1日</u> から実施します。	この改正規定は、 <u>2024年9月2日</u> から実施します。

以 上